

○大分市税条例 (抜粋)

(寄附金税額控除)

第27条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第23条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 所得税法第78条第2項第2号に掲げる寄附金のうち、市内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの
- (2) 所得税法第78条第2項第3号に掲げる寄附金のうち、市内に主たる事務所又は事業所を有する法人に対するもの（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。）
- (3) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託（大分県知事又は大分県教育委員会の所管に属するものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭のうち、市長が指定したもの
- (4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）のうち、市内に主たる事務所又は事業所を有する同条第1項に規定する認定特定非営利活動法人等に対するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与する寄附金又は金銭として規則で定めるもの
- (6) 次の表に掲げる特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下この号において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（同表に定める期間内に支出されたものに限り、その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	期間
特定非営利活動法人 地域環境ネットワーク	大分市	令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。